

平成23年度から税率等を引き下げます

問い合わせ先 市民課 国保医療係 ☎43・6813

国保は助け合いの制度です

国民健康保険は、医療費の負担を少しでも軽くするために、加入している皆さんが保険税を出し合い、必要な医療費に充てる助け合いの制度です。

この制度は、皆さんの協力やご理解があつてはじめて健全に運営される制度で、納めていただいている保険税と国や県からの交付金、市からの繰入金などで運営されています。

医療費は増加傾向

平成22年度の診療報酬改定の影響や団塊の世代の退職に伴う加入者数の増加により、医療費は増加する傾向にあります。

負担軽減を図ります

このような状況ですが、保険税については、財政調整基金の活用等により、被保険者の負担軽減を図るため、
▽1世帯当たりの保険税額を平均約1万円の減額となるよう税率等を引き下げました。

▽しかしながら、課税限度額については、中・低所得者の負担軽減を図るため、国の法令で定められている平成22年度の水準まで引き上げました。

今後とも、健康にご留意いただき、国保事業の健全な運営にご協力をお願いいたします。

〈平成23年度改正内容〉

区分 (年税額)		医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40～64歳)	
		23年度改正後	22年度	23年度改正後	22年度	23年度改正後	22年度
A 所得割率	所得に応じて	6.65%	7.25%	2.30%	2.31%	改正はありません	1.65%
B 均等割額	加入者1人当たり	21,000円	24,600円	6,600円	6,700円		6,700円
C 平等割額	1世帯当たり	16,600円	18,800円	5,000円	5,100円		3,900円
年間保険税 A+B+C (ただし、課税限度額まで)	1人当たりの額 (平均)	55,216円	60,963円	17,755円	17,758円	16,391円	16,158円
	1世帯当たりの額 (平均)	96,686円	106,685円	31,090円	31,077円	21,406円	21,051円
	課税限度額	50万円	47万円	13万円	12万円	10万円	9万円

※改正内容の詳細については、広報あこう5月号に掲載いたします。



※既に、後期高齢者医療制度の被保険者(65歳～74歳の一定の障害のある人)となっている場合でも、障害認定の撤回届を提出し、国民健康保険に加入することで、保険料の負担が軽くなる場合があります。

詳しくは市民課国保医療係までお問い合わせください。

国民健康保険一部負担金の減免等(減額・免除・徴収猶予)について

災害等により資産に重大な損害を受けた人や、休業、失業等の理由により所得が著しく減少した人で、一時的に医療機関の窓口で支払う一部負担金を支払うことが困難な場合に、医療費の一部負担金を減免等する基準を設けました。詳しくは市民課国保医療係までお問い合わせください。